



2020年3月27日

各 位

会 社 名 静岡ガス株式会社
代 表 者 名 社長執行役員 岸田 裕之
(コード番号：9543 東証第一部)
問 合 せ 先 総務人事部
総務担当マネージャー 勝呂 恭正
(TEL：054-284-4141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2020年2月5日開催の取締役会において2020年3月25日開催の第172回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議し、同定時株主総会において承認可決されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第10条（単元未満株式の買増請求）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおり

3. 日程

本定款変更については、2020年3月25日開催の第172回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決され、効力が発生しております。

以 上

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(新設)</p> <p>第10条～第49条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <p>(<u>単元未満株式の買増請求</u>)</p> <p><u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対して売渡すことを請求することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p> <p>第11条～第50条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p>